

【家事シェアチェック宣言事業に係るクーポン事業の流れ】

【利用者】

①「家事代行お試しクーポン」の受け取り（9月中旬）

- ・ 当選通知書
- ・ クーポン12枚（12,000円分）
- ・ 家事代行お試しクーポン対応事業所及びサービス一覧（名称仮）ほか

②事業所の選択・連絡（R7.9月中旬～R8.1/31）

- ・ 「家事代行お試しクーポン対応事業所及びサービス一覧（名称仮）」から希望する事業所を選択し、希望日時・サービス内容を事業所と直接調整する。
- ※予約時に「酒田市の家事代行お試しクーポンを利用したい」旨を事業所に伝える。

③予約した日時にサービスの提供を受ける（R7.9月中旬～R8.1/31）

- ・ 事業所が自宅を訪問し、依頼したサービスを受ける。
- ・ サービス利用後、クーポンで支払いをする。
- ※クーポンの額面を超える利用料が生ずる場合は、利用者が負担する。
- ※1回の利用で複数枚使えるが、お釣りを出すことは不可。利用料が額面に満たない場合は、事業所が利用者にお釣りが出ないことを確認し、了承を得られた場合に限り、事業所側で、クーポンの所定の位置に「〇〇円分利用」と記入すること。
- ※クーポンの現金への換金は不可。

【酒田市共生社会課】

①家事代行サービス等取扱登録申請書の受付（～5/15）

②登録審査、家事代行サービス等取扱登録決定通知書の交付（5月下旬）

③「家事代行お試しクーポン対応事業所及びサービス一覧（名称仮）」の内容確認等、適宜事業所とやりとり（6月～7月予定）

④家事シェアチェック宣言をした対象世帯の中から無作為に30世帯を抽出（9月初週）

⑤当選世帯に対し「家事代行サービスお試しクーポン」等を郵送（9月中旬）

⑥クーポン利用分のサービス利用料の支払い

- ※事業所からの請求内容の確認、支払い（請求書受理から30日以内）

【事業所】

①家事代行サービス等取扱登録申請書等必要書類の提出（～5/15）

②家事代行サービス等取扱登録決定通知書の受領（5月下旬）

③「家事代行お試しクーポン対応事業所及びサービス一覧（名称仮）」の内容確認等、適宜市とやりとり（6月～7月予定）

④利用者からの依頼の受付（9月中旬～）

⑤依頼のあった利用者と日時・サービス内容等の打合せ、契約

- ※希望日時を確認し、提供が可能な場合は、利用者と必要な打合せを行い、利用までの流れや料金について案内する。

⑥予約された日時に利用者宅を訪問し、家事代行サービス等を提供（～R8.1/31）

※利用期限（R8.1/31）を経過したクーポンは特段の事情を除き使用不可。利用者が期限までに申し込みをしたものの、事業所の都合により期限内のサービス提供ができない等の場合は、一度市共生社会課までご相談ください。

⑦クーポンで支払いを受ける

⑧クーポン利用分のサービス利用料を市に請求、振込を確認

- ※翌月10日までに、市の指定する請求書様式に使用済みのクーポンを添えて請求。

事業所はここも
要チェック！